

## 鹿島市訓令甲第3号

### 鹿島市建設工事最低制限価格制度取扱要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令第167条の10第2項(令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けて行う入札(以下「最低制限価格制度」という。)を適正に実施するため、鹿島市財務規則(昭和39年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (適用の対象)

第2条 最低制限価格制度は、規則第118条の2第1項第1号に規定する建設工事請負契約を締結しようとする場合において適用する。

#### (最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、別表に定めるところにより、算定して得た額とする。

#### (予定価格調書への記載)

第4条 最低制限価格を設けたときは、その価格を規則第118条第3項に規定する予定価格調書に併記するものとする。

#### (最低制限価格の周知)

第5条 規則第118条の2第3項において準用する第118条第2項の規定による公表は、入札通知等と同時に企画財政課において閲覧に供することにより行うものとする。

#### (落札者の決定)

第6条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 建設工事の入札のうち予定価格5,000万円未満における最低制限価格の算定	予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
2 建設工事の入札のうち予定価格5,000万円以上における最低制限価格の算定	<p>予定価格算定の基礎となった、次の各号に定める額の合算額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合は予定価格に10分の9を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、予定価格の10分の7に満たない場合には予定価格に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</li><li>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</li><li>(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額</li><li>(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</li></ul>

別に定める「最低制限価格の算定に係る参考調書」により算定するものとする。